

2021埋計発第62号

2021年7月15日

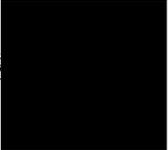
原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏



濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、別紙のとおり、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和3年3月4日付け原規規発第2103047号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

2018年8月1日に申請し、2021年6月14日に補正した第二種廃棄物埋設事業変更許可申請書のうち下記の事項及びその他保安活動の実施状況を踏まえた必要な事項を反映するため。

○事業変更許可申請書

- ・1号廃棄物埋施設に埋設を行う廃棄体の種類の追加等（覆土仕様の変更、表示設備及び監視測定設備の追加）
- ・2号廃棄物埋施設の覆土仕様の変更等（表示設備及び監視測定設備の追加）
- ・3号廃棄物埋施設の増設
- ・記載事項の一部追加（許可基準規則を踏まえた火災・爆発の発生防止措置、安全避難通路等）

○その他保安活動の実施状況を踏まえた必要な事項

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (1/25)

現 行					改正後					変更理由
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条			品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条	
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条			埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—			調達室 教育訓練要領	調達室長	—	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (2/25)

現行				改正後				変更理由		
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	
		廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第 63 条			廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第 63 条	
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条			廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条	・事業変更許可申請書に基づく火災・爆発の発生防止措置に係る条項の追加 ・事業変更許可申請書に基づく火災・爆発の発生防止措置に係る条項の追加および記載の適正化(緊急作業従事者の条項は当該要領の対象外)
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条～第 17 条 第 19 条、第 24 条 第 30 条、 第 32 条～第 35 条			廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条～第 17 条 第 19 条、第 24 条 第 30 条、 第 32 条～第 35 条 <u>第 50 条の 2</u>	
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条			廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条	
		廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条			廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条	
		土木管理要領	事業部長	第 19 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条			土木管理要領	事業部長	第 19 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条	
		埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第 22 条			埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第 22 条	
		技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条			技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条	
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 47 条			廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 47 条	
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条			設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条	
		建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条			建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条	
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条			廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条	
		設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条			設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条	
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条～第 29 条			廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条～第 29 条	
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条			濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条	
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条			輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条	
廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第 51 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条			廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	<u>第 50 条の 2</u> 第 51 条～ <u>第 53 条</u> <u>第 55 条～第 61 条</u> 第 64 条、第 67 条			
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 65 条			廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 65 条			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (3/25)

現 行					改正後					変更理由	
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	・記載の適正化	
		土木管理要領	事業部長	第 23 条			土木管理要領	事業部長	第 23 条		
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 23 条			設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 23 条		
		建物管理要領	事業部長	第 23 条			建物管理要領	事業部長	第 23 条		
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—		
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条		
8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—		
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—		
<p align="center">第 3 章 保安管理体制</p> <p align="center">第 2 節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第 8 条 第 1 項 略</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への<u>充てん材充てん</u>、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の<u>出入管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(19) (20) 略</p>					<p align="center">第 3 章 保安管理体制</p> <p align="center">第 2 節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第 8 条 第 1 項 略</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への<u>充填材充填</u>、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の<u>立入制限</u>に関する業務を行う。</p> <p>(19) (20) 略</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の表現との整合(以降、「充填」へ修正した箇所について変更理由には記載しない。) ・他施設保安規定との整合
<p align="center">第 4 章 廃棄物埋設管理</p> <p>(廃棄体)</p> <p>第 14 条 埋設する廃棄体を以下に示す。</p> <p>(1)放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル<u>樹脂</u>で均一に容器に固型化したもの<u>(均質・均一固化体)を 1 号廃棄体という</u>。</p> <p>(2)固体状の放射性廃棄物をセメント系<u>充てん材</u>で一体<u>に容器</u>に固型化したもの<u>(充てん固化体)を 2 号廃棄体という</u>。</p>					<p align="center">第 4 章 廃棄物埋設管理</p> <p>(廃棄体)</p> <p>第 14 条 埋設する廃棄体<u>の種類</u>を以下に示す。</p> <p>(1) <u>均質・均一固化体</u> <u>実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する放射性廃棄物及び埋設施設の操業に伴って付随的に発生する放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステルで均一に容器に固型化したものを指す。</u></p> <p>(2) <u>充填固化体</u> <u>実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物及び埋設施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものを指す。</u></p> <p>(3) <u>セメント破砕物充填固化体</u> <u>均質・均一固化体として製作したセメント固化体の破砕物の充填固化体を指す。</u></p> <p><u>2 1 号廃棄体、2 号廃棄体及び 3 号廃棄体の対象となる廃棄体種類を以下に示す。</u></p> <p>(1) <u>1 号廃棄体</u> <u>1 号埋設設備に埋設する均質・均一固化体、充填固化体及びセメント破砕物充</u></p>						<ul style="list-style-type: none"> ・記載の明確化 ・事業変更許可申請書の表現との整合 ・事業変更許可申請書の表現との整合 ・事業変更許可申請書を踏まえた廃棄体種類の追加 ・事業変更許可申請書を踏まえた 1 号埋設対象廃棄体種類の変更

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (4/25)

現 行	改正後	変更理由
	<p><u>填固化体を指す。</u></p> <p><u>(2) 2号廃棄体</u> 2号埋設設備に埋設する充填固化体を指す。</p> <p><u>(3) 3号廃棄体</u> 3号埋設設備に埋設する充填固化体を指す。</p> <p><u>3 埋設施設への埋設上の制限を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 加圧水型原子炉の一次系の浄化系で使用している液体フィルタを含む廃棄体は1号及び2号埋設設備の埋設対象としない。</u></p> <p><u>(2) 黒鉛減速炭酸ガス冷却炉の運転に伴い発生する放射性廃棄物を含む廃棄体は、既に2号埋設設備に埋設した廃棄体を除き、1号、2号及び3号埋設設備の埋設対象としない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2号埋設設備の対象廃棄体種類の明確化 ・事業変更許可申請書を踏まえた3号廃棄体の規定の追加 ・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に関する規定の追加
<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m³(200 <u>リットル</u>ドラム缶50,000本相当/年)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体確認 (3) 廃棄体定置 (4) <u>充てん材充てん</u> (5) 上部ポーラスコンクリート層設置 (6) 覆い施工 (7) 覆土</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</p>	<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m³/y(200Lドラム缶50,000本相当/y)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体確認 (3) 廃棄体定置 (4) <u>充填材充填</u> (5) 上部ポーラスコンクリート層設置 (6) 覆い施工 (7) 覆土</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の表現との整合
<p>(廃棄体の受入れ)</p> <p>第16条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。</p> <p>(2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。 一時貯蔵に当たっては、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m³(200 <u>リットル</u>ドラム缶約3,200本相当)を超えないこと。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(廃棄体の受入れ)</p> <p>第16条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。</p> <p>(2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。 一時貯蔵に当たっては、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m³(200Lドラム缶約3,200本相当)を超えないこと。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の表現との整合
<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2 <u>又は</u>別表2の <u>2</u>に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2 <u>から</u>別表2の <u>4まで</u>に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、<u>廃棄体一時仮置台</u>及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書に基づく廃棄物受入基準の追加に伴う適正化 ・事業変更許可申請書の表現との整合

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (5/25)

現 行	改正後	変更理由
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号廃棄体</p> <p>イ 1 号廃棄体は、<u>1 号埋設設備</u>に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の<u>北面及び上面</u>には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、埋設設備群ごとにセメント以外で固型化した廃棄体が<u>集中しない</u>こと。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 2 号廃棄体</p> <p>イ 2 号廃棄体は、2 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2 号廃棄体を定置する場合は、2 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2 号埋設設備の<u>上面</u>には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2 号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系<u>充てん材</u>の<u>充てん量</u>が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号埋設設備 1 群から 6 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち均質・均一固化体は <u>1 群から 6 群までの埋設設備 30 基</u>に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の<u>最上段及び北側側面</u>には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、埋設設備群ごとにセメント以外で固型化した廃棄体が <u>1 群から 5 群までは埋設設備 1 群ごとに 20%を超えないよう、かつ埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないよう、6 群全体では 40%を超えないよう定置すること。</u></p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) <u>1 号埋設設備 7 群から 8 群までへの定置</u></p> <p>イ <u>1 号廃棄体のうち、均質・均一固化体は 8 群の埋設設備 1 基に、充填固化体は 7 群の埋設設備 5 基及び 8 群の埋設設備 3 基に、セメント破砕物充填固化体は 8 群の埋設設備 1 基に、それぞれ定置すること。</u></p> <p>ロ <u>1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</u></p> <p>ハ <u>1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</u></p> <p>ニ <u>埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</u></p> <p>ホ <u>埋設した 1 号廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7 群の埋設設備 5 基及び 8 群の埋設設備 3 基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</u></p> <p>ヘ <u>廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</u></p> <p>(3) <u>2 号埋設設備への定置</u></p> <p>イ 2 号廃棄体は、2 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2 号廃棄体を定置する場合は、2 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2 号埋設設備の<u>最上段</u>には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2 号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系<u>充填材</u>の<u>充填量</u>が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づき、各号の扱いを廃棄体単位から埋設設備単位に変更。また、1 号埋設設備で運用が異なるものを切り分け</p> <p>・事業変更許可申請書との表現の整合</p> <p>・事業変更許可申請書に基づくセメント固化体以外の片寄り制限の変更</p> <p>・事業変更許可申請書に基づく 1 号埋設設備 7 群および 8 群の定置に係る規定の追加</p> <p>・事業変更許可申請書に基づき、各号の扱いを廃棄体単位から埋設設備単位に変更</p> <p>・事業変更許可申請書との表現の整合</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (6/25)

現 行	改正後	変更理由
<p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p><u>(4) 3号埋設設備への定置</u> <u>イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。</u> <u>ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。</u> <u>ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率 0.3mSv/h を超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。</u> <u>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</u> <u>ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</u> <u>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づき、3号埋設設備への定置に係る規定を追加</p>
<p>(<u>充てん材充てん</u>・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工) 第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に<u>充てん材</u>を<u>充てん</u>する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 区画内に<u>空げき</u>が生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系<u>充てん材</u>により<u>充てん</u>を行うこと。 (2) 寒冷時は<u>充てん</u>を行わないこと。 2 土木課長は、<u>充てん材充てん</u>の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。 3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。</p>	<p>(<u>充填材充填</u>・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工) 第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に<u>充填材</u>を<u>充填</u>する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 区画内に<u>空隙</u>が生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系<u>充填材</u>により<u>充填</u>を行うこと。 (2) 寒冷時は<u>充填</u>を行わないこと。 2 土木課長は、<u>充填材充填</u>の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。 3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。</p>	<p>・事業変更許可申請書の表現との整合(以降、「空隙」へ修正した箇所について変更理由には記載しない。)</p>
<p>(覆土) 第21条 土木課長は、覆土前の埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。 2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 覆土厚さは別表4に示す<u>値</u>とし、<u>周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように</u>、十分な施工管理のもとに行うこと。 (2) 寒冷時は覆土を行わないこと。 3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>(覆土) 第21条 土木課長は、覆土前の埋設設備に、<u>1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。</u> 2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 覆土の<u>構成及び厚さ</u>は別表4に示す<u>とおり</u>とし、十分な施工管理のもとに行うこと。 (2) 寒冷時は覆土を行わないこと。 3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく、点検管の追加および点検路を設置する埋設設備の明確化 ・事業変更許可申請書に基づく覆土構成および厚さの変更ならびに表現の整合</p>
<p>(周辺監視区域の地下水の監視) 第29条 放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する<u>地下水監視設備</u>において採取する地下水中の放射性物質濃度を測定し、「平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。 2 土木課長は、別表8に定めるところにより、別図2に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>(周辺監視区域の地下水の監視) 第29条 放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する<u>地下水採取孔</u>において採取する地下水中の放射性物質濃度を測定し、「平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。 2 土木課長は、別表8に定めるところにより、別図2に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>・事業変更許可申請書の表現との整合</p>

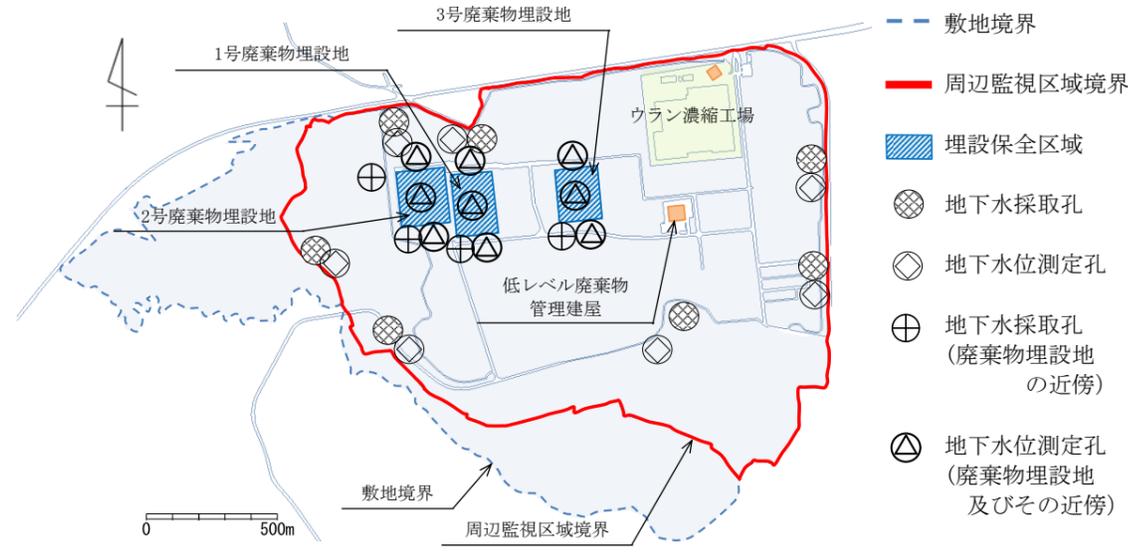
濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (7/25)

現 行	改正後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 32 条 1～5 略</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 <u>又は</u>別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、その実施状況を確認した上で固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7、8 略</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 32 条 1～5 略</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 <u>から</u>別表 2 の 4 <u>まで</u>に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、その実施状況を確認した上で固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7、8 略</p>	<p>・事業変更可許可申請書に基づく廃棄物受入基準の追加に伴う適正化</p>
<p>第 1 節 放射線管理に係る基本方針</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 36 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第 1 節 放射線管理に係る基本方針</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 36 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線 <u>による放射線</u>業務従事者 <u>及び一時立入者</u>の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく一時立入者の追加および表現の整合</p>
<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第 38 条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第 2 種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：(第 1 種管理区域)</p>	<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第 38 条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第 2 種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：(第 1 種管理区域)</p> <p><u>2 放射線管理課長は、前項に基づき区域区分した状況を、低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示するとともに標識を設ける。</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく表示設備に係る規定の追加</p>
<p>第 3 節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第 43 条 放射線管理課長は、第 41 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 13 に基づいて評価し、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第 54 条第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表 14 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 2 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認す</p>	<p>第 3 節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第 43 条 放射線管理課長は、第 41 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 13 に基づいて評価し、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第 54 条第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表 14 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 2 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認す</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく一時立入者の評価に係る規定の追加</p>

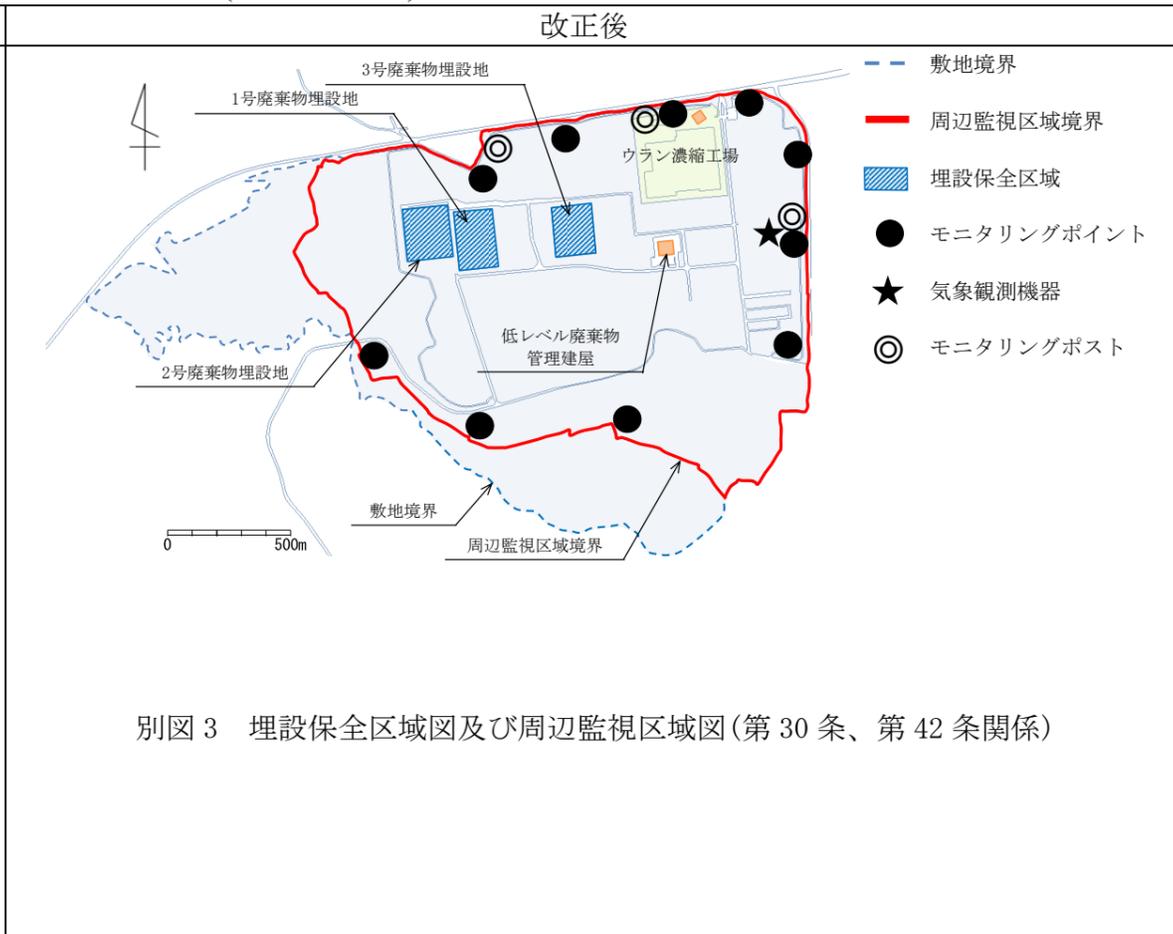
濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (8/25)

現 行	改正後	変更理由
<p>る。</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 46 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	<p>る。</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 46 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p><u>3 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量について、低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示する。</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく表示設備に係る規定の追加</p>
<p>(新規追加)</p> <p>第 9 章 非常時等の措置 第 1 節 異常時の措置</p>	<p>(火災・爆発の発生防止)</p> <p><u>第 50 条の 2 各職位は、埋設施設における火災・爆発の発生を防止するための適切な措置を講じる。</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく火災・爆発の発生防止の措置に係る規定の追加</p>
<p>(新規追加)</p> <p>第 11 章 埋設施設の定期的な評価</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p><u>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</u></p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p><u>第 55 条の 2 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路に、避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。</u></p> <p><u>2 土木課長は、廃棄物埋設地の道路を安全避難通路とし、避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。</u></p> <p><u>3 運営課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ設置する。</u></p> <p>第 11 章 埋設施設の定期的な評価</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、<u>又は廃止措置計画を定めようとする時</u>に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) <u>以下を含む</u>埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p><u>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</u></p> <p><u>ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果 (覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果 (廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果 (覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>(3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</u></p> <p><u>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</u></p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく安全避難通路等に係る規定の追加</p>
<p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p><u>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</u></p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基</p>	<p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、<u>又は廃止措置計画を定めようとする時</u>に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) <u>以下を含む</u>埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p><u>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</u></p> <p><u>ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果 (覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果 (廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果 (覆土完了後に実施)</u></p> <p><u>(3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</u></p> <p><u>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</u></p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基</p>	<p>・記載の適正化(「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」への整合)</p> <p>・事業変更許可申請書に基づく、監視および測定結果の定期的な評価への活用に係る規定の追加</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (9/25)

現行	改正後	変更理由
<p>づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	
<p>附 則(令和2年9月16日 原規規発第2009166号)</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. この規定第19条ないし第21条で埋設規則第6条を適用する場合には、2019年12月5日以後最初に行われる法第51条の5第1項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019年12月5日施行の埋設規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和3年3月4日 原規規発第2103047号)</p> <p>1. この規定は、2021年4月1日より施行する。</p>	<p>附 則(令和2年9月16日 原規規発第2009166号)</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. この規定第19条ないし第21条で埋設規則第6条を適用する場合には、2019年12月5日以後最初に行われる法第51条の5第1項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019年12月5日施行の埋設規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和3年3月4日 原規規発第2103047号)</p> <p>1. この規定は、2021年4月1日より施行する。</p> <p><u>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p>1. <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p>	
 <p>ただし、所定の地下水監視設備における監視及び所定の地下水の水位観測孔における観測が不可能な場合は、それぞれ当該場所近傍における別の場所により代替させる。</p> <p>別図2 <u>地下水監視設備の設置場所及び地下水の水位観測場所</u>(第29条関係)</p>	 <p>ただし、所定の地下水採取孔における監視及び所定の地下水水位測定孔における観測が不可能な場合は、それぞれ当該場所近傍における別の場所により代替させる。</p> <p>別図2 <u>地下水採取孔及び地下水水位測定孔の設置場所</u>(第29条関係)</p>	<p>・事業変更許可申請書に基づく地下水採取孔、地下水水位測定孔の反映</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (10/25)



変更理由

- ・事業変更許可申請書に基づく3号廃棄物埋設地およびモニタリングポストの追加

別表1 施設の管理(保守及び埋事業変更許可後の設計を含む。)に関する業務の担当課長(第8条関係)

		設備等	管理担当課長
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長
		覆土	
		排水・監視設備	運営課長 土木課長
	廃棄物埋設地の附属施設	廃棄体取扱い設備	運営課長
		廃棄体検査設備	
		液体廃棄物処理設備	
		固体廃棄物処理設備	
		放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)	放射線管理課長
		上記以外の放射線管理施設(モニタリングポイント、線量当量率サーベイメーター等)	
	換気空調設備	運営課長	
低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長		

別表1 施設の管理(保守及び埋事業変更許可後の設計を含む。)に関する業務の担当課長(第8条関係)

		設備等	管理担当課長	
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長	
		覆土		
		排水・監視設備	運営課長 土木課長	
	廃棄物埋設地の附属施設	低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長	
		換気空調設備	運営課長	
		放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長
			廃棄体検査設備	
		放射線管理施設	除染設備	運営課長
			放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)	
			放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)	
個人管理用測定設備			放射線管理課長	
試料分析関係設備				
出入管理設備				
放射線管理設備				
表示設備				
その他の設備				
監視測定設備(放射線管理施設と兼用する)	地下水採取孔、地下水位測定孔	土木課長		

・事業変更許可申請書に基づく施設管理の対象設備の反映

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (11/25)

現 行		改正後				変更理由
				<p><u>ものを除く)</u></p> <p><u>廃棄施設</u></p> <p>液体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 <u>排気口</u> <u>排水口</u></p> <p><u>通信連絡設備</u></p> <p><u>廃棄物埋設地の安全避難通路</u></p> <p><u>低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路</u></p>	<p>運営課長</p> <p><u>運営課長</u></p> <p><u>土木課長</u></p> <p><u>施設建物管理課長</u></p>	
別表 2 1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)		別表 2 1号廃棄体 <u>のうち均質・均一固化体</u> に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)				<p>・事業変更許可申請書に基づき1号廃棄体の対象となる廃棄体種類が追加となったことを踏まえた明確化</p> <p>・事業変更許可申請書に基づくセメント固化体への収着性に係る受入基準の追加</p> <p>・事業変更許可申請書の表現との整合</p> <p>・事業変更許可申請書に基づくセメント固化体への収着性に係る受入基準の追加</p>
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準			
1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、 <u>また、セメント固化体については収着性を有するよう</u> 、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。			
(1) 固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210 (1992) 若しくはJIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207 (1990) に定める石油アスファルトで針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)	(1) 固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210 (1992) 若しくはJIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207 (1990) に定める石油アスファルトで針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)			
(2) 容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重 (<u>0.5ton</u> の廃棄体を8段積みで定置する際の荷重) に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2) 容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重 (<u>500kg</u> の廃棄体を8段積みで定置する際の荷重) に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。			
(3) 一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が1,470kPa以上であること。	(3) 一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が1,470kPa以上であること。			
(4) 配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。	(4) 配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。			
(5) 硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物のJIS K 7215に定める方法により測定した硬さ値が25以上であること。	(5) 硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物のJIS K 7215に定める方法により測定した硬さ値が25以上であること。			
(6) 練り混ぜ・混合	固型化に当たっては、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	(6) <u>セメント系充填材</u>	<u>収着性が確認されたセメント種類であること。</u>			
		(7) 練り混ぜ・混合	固型化に当たっては、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。			
(7) 有害な <u>空げき</u>	容器内に有害な <u>空げき</u> *が残らないようにすること。 ※上部 <u>空げき</u> が体積で30% (固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm) を超えないこと	(8) 有害な <u>空隙</u>	容器内に有害な <u>空隙</u> *が残らないようにすること。 ※上部 <u>空隙</u> が体積で30% (固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm) を超えないこと			
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法	2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の <u>5</u> に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (12/25)

現 行		改正後		変更理由
	(4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。		(4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2) 容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2) 容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	・事業変更許可申請書の表現との整合
8. 固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	8. 固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。(本施設の <u>作業に伴って付随的に</u> 発生した廃棄体はこの限りでない。)	
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	・事業変更許可申請書の表現との整合
10. 廃棄体重量	<u>0.5ton</u> /本を超えないこと。	10. 廃棄体重量	<u>500kg</u> /本を超えないこと。	
11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	
(新規追加)		別表2の2-1号廃棄体のうち充填固化体及びセメント破砕物充填固化体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)		・事業変更許可申請書に基づく1号廃棄体への対象廃棄体種類の追加に伴う廃棄物受入基準の追加
		<u>確認項目</u>	<u>受入基準</u>	
		<u>1. 固型化の方法</u>	<u>放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、及び収着性を有するよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。</u>	
		<u>(1) 固型化材料</u>	<u>JIS R 5210 (1992) 若しくは JIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。</u>	
		<u>(2) 容器</u>	<u>埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(500kgの廃棄体を8段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。</u>	
		<u>(3) セメント系充填材</u>	<u>収着性が確認されたセメント種類であること。</u>	
		<u>(4) 固型化方法</u>	<u>試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運搬条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する</u>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (13/25)

現 行		改正後		変更理由
			廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	
		(5)有害な空隙	容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で10%（充填面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm）を超えないこと	
		2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
		3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	
		4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	
		5.耐埋設荷重	「1.固型化の方法(2)容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	
		6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1.固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	
		7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	
		8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。)	
		9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	
		10.廃棄体重量	500kg/本を超えないこと。	
		11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	
別表2の2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)		別表2の3号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)		
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の表現との整合 ・事業変更許可申請書に基づく収着性に係る受入基準の追加
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1,000kgの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、並びに収着性を有するよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (14/25)

現 行		改正後		変更理由
(1) 固型化材料	JIS R 5210 (1992) 若しくはJIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	(1) 固型化材料	JIS R 5210 (1992) 若しくはJIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	<p>・事業変更許可申請書に基づく収着性に係る受入基準の追加</p>
(2) 容器	JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2) 容器	JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3) 固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように <u>充てん</u> できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等（強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。）を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	(3) <u>セメント系充填材</u>	<u>収着性が確認されたセメント種類であること。</u>	
(4) 有害な <u>空げき</u>	容器内に有害な <u>空げき</u> *が残らないようにすること。 ※上部 <u>空げき</u> が体積で10%（ <u>充てん</u> 面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm）を超えないこと	(4) 固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように <u>充填</u> できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等（強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。）を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	(5) 有害な <u>空隙</u>	容器内に有害な <u>空隙</u> *が残らないようにすること。 ※上部 <u>空隙</u> が体積で10%（ <u>充填</u> 面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm）を超えないこと	
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質	3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質	
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	
8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。（本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。）	7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。（本施設 <u>の操業に伴って付随的に</u> 発生した廃棄体はこの限りでない。）	
10. 廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。	9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	
11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	10. 廃棄体重量	1,000kg/本を超えないこと。	
		11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	<p>・事業変更許可申請書の表現との整合</p> <p>・事業変更許可申請書の表現との整合</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (15/25)

現 行	改正後	変更理由	
(新規追加)	<u>別表2の43号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)</u>	・事業変更許可申請書に基づく3号廃棄体の追加に伴う廃棄物受入基準の追加	
	<u>確認項目</u>		<u>受入基準</u>
	1. 固型化の方法		放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1,000kgの廃棄体を10段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、並びに収着性を有するよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。
	(1) 固型化材料		JIS R 5210 (1992) 若しくはJIS R 5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。
	(2) 容器		JIS Z 1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
	(3) セメント系充填材		収着性が確認されたセメント種類であること。
	(4) 固型化方法		試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。
	(5) 有害な空隙		容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で10%(充填面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと
	2. 最大放射能濃度		次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す3号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。
	3. 表面密度限度		表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質: 0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質: 4Bq/cm ²
	4. 健全性を損なうおそれのある物質		廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質
	5. 耐埋設荷重		「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。
	6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量		「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。
	7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示		放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (16/25)

現 行		改正後				変更理由																																																																																			
		8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までには発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。)																																																																																						
		9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。																																																																																						
		10. 廃棄体重量	1,000kg/本を超えないこと。																																																																																						
		11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から固化化材料等が露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形																																																																																						
別表2の3 事業変更許可申請書に記載した最大放射能濃度(第17条、第32条関係)		別表2の5 事業変更許可申請書に記載した最大放射能濃度(第17条、第32条関係)				<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書に基づき、以下のとおり変更 ・3号廃棄体を追加 ・1号埋設施設の主要な核種へのCl-36追加に伴う反映 ・表記を有効数字1桁に変更(小数点第2位を切り捨て) ・単位の整合 																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種名</th> <th>1号廃棄体 [Bq/ton]</th> <th>2号廃棄体 [Bq/ton]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トリチウム</td><td>3.07×10¹¹</td><td>1.22×10¹²</td></tr> <tr><td>炭素14</td><td>8.51×10⁹</td><td>3.37×10¹⁰</td></tr> <tr><td>コバルト60</td><td>2.78×10¹²</td><td>1.11×10¹³</td></tr> <tr><td>ニッケル59</td><td>8.88×10⁹</td><td>8.88×10⁹</td></tr> <tr><td>ニッケル63</td><td>1.11×10¹²</td><td>1.11×10¹²</td></tr> <tr><td>ストロンチウム90</td><td>1.67×10¹⁰</td><td>6.66×10¹⁰</td></tr> <tr><td>ニオブ94</td><td>8.51×10⁷</td><td>3.33×10⁸</td></tr> <tr><td>テクネチウム99</td><td>1.85×10⁷</td><td>7.40×10⁷</td></tr> <tr><td>ヨウ素129</td><td>2.78×10⁵</td><td>1.11×10⁶</td></tr> <tr><td>セシウム137</td><td>1.04×10¹¹</td><td>4.07×10¹¹</td></tr> <tr><td>アルファ線を放出する放射性物質</td><td>5.55×10⁸</td><td>5.55×10⁸</td></tr> </tbody> </table>	核種名	1号廃棄体 [Bq/ton]	2号廃棄体 [Bq/ton]	トリチウム	3.07×10 ¹¹		1.22×10 ¹²	炭素14	8.51×10 ⁹	3.37×10 ¹⁰	コバルト60	2.78×10 ¹²	1.11×10 ¹³	ニッケル59	8.88×10 ⁹	8.88×10 ⁹	ニッケル63	1.11×10 ¹²	1.11×10 ¹²	ストロンチウム90	1.67×10 ¹⁰	6.66×10 ¹⁰	ニオブ94	8.51×10 ⁷	3.33×10 ⁸	テクネチウム99	1.85×10 ⁷	7.40×10 ⁷	ヨウ素129	2.78×10 ⁵	1.11×10 ⁶	セシウム137	1.04×10 ¹¹	4.07×10 ¹¹	アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10 ⁸	5.55×10 ⁸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種名</th> <th>1号廃棄体 [Bq/t]</th> <th>2号廃棄体 [Bq/t]</th> <th>3号廃棄体 [Bq/t]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トリチウム</td><td>3.0×10¹¹</td><td>1.2×10¹²</td><td>1.2×10¹²</td></tr> <tr><td>炭素14</td><td>8.5×10⁹</td><td>3.3×10¹⁰</td><td>3.3×10¹⁰</td></tr> <tr><td>塩素36</td><td>9.2×10⁷</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>コバルト60</td><td>2.7×10¹²</td><td>1.1×10¹³</td><td>1.1×10¹³</td></tr> <tr><td>ニッケル59</td><td>8.8×10⁹</td><td>8.8×10⁹</td><td>8.8×10⁹</td></tr> <tr><td>ニッケル63</td><td>1.1×10¹²</td><td>1.1×10¹²</td><td>1.1×10¹²</td></tr> <tr><td>ストロンチウム90</td><td>1.6×10¹⁰</td><td>6.6×10¹⁰</td><td>6.6×10¹⁰</td></tr> <tr><td>ニオブ94</td><td>8.5×10⁷</td><td>3.3×10⁸</td><td>3.3×10⁸</td></tr> <tr><td>テクネチウム99</td><td>1.8×10⁷</td><td>7.4×10⁷</td><td>7.4×10⁷</td></tr> <tr><td>ヨウ素129</td><td>2.7×10⁵</td><td>1.1×10⁶</td><td>1.1×10⁶</td></tr> <tr><td>セシウム137</td><td>1.0×10¹¹</td><td>4.0×10¹¹</td><td>4.0×10¹¹</td></tr> <tr><td>アルファ線を放出する放射性物質</td><td>5.5×10⁸</td><td>5.5×10⁸</td><td>5.5×10⁸</td></tr> </tbody> </table>	核種名	1号廃棄体 [Bq/t]	2号廃棄体 [Bq/t]	3号廃棄体 [Bq/t]	トリチウム	3.0×10 ¹¹	1.2×10 ¹²	1.2×10 ¹²	炭素14	8.5×10 ⁹	3.3×10 ¹⁰	3.3×10 ¹⁰	塩素36	9.2×10 ⁷	-	-	コバルト60	2.7×10 ¹²	1.1×10 ¹³	1.1×10 ¹³	ニッケル59	8.8×10 ⁹	8.8×10 ⁹	8.8×10 ⁹	ニッケル63	1.1×10 ¹²	1.1×10 ¹²	1.1×10 ¹²	ストロンチウム90	1.6×10 ¹⁰	6.6×10 ¹⁰	6.6×10 ¹⁰	ニオブ94	8.5×10 ⁷	3.3×10 ⁸	3.3×10 ⁸	テクネチウム99	1.8×10 ⁷	7.4×10 ⁷	7.4×10 ⁷	ヨウ素129	2.7×10 ⁵	1.1×10 ⁶	1.1×10 ⁶	セシウム137	1.0×10 ¹¹	4.0×10 ¹¹	4.0×10 ¹¹	アルファ線を放出する放射性物質	5.5×10 ⁸	5.5×10 ⁸
核種名	1号廃棄体 [Bq/ton]	2号廃棄体 [Bq/ton]																																																																																							
トリチウム	3.07×10 ¹¹	1.22×10 ¹²																																																																																							
炭素14	8.51×10 ⁹	3.37×10 ¹⁰																																																																																							
コバルト60	2.78×10 ¹²	1.11×10 ¹³																																																																																							
ニッケル59	8.88×10 ⁹	8.88×10 ⁹																																																																																							
ニッケル63	1.11×10 ¹²	1.11×10 ¹²																																																																																							
ストロンチウム90	1.67×10 ¹⁰	6.66×10 ¹⁰																																																																																							
ニオブ94	8.51×10 ⁷	3.33×10 ⁸																																																																																							
テクネチウム99	1.85×10 ⁷	7.40×10 ⁷																																																																																							
ヨウ素129	2.78×10 ⁵	1.11×10 ⁶																																																																																							
セシウム137	1.04×10 ¹¹	4.07×10 ¹¹																																																																																							
アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10 ⁸	5.55×10 ⁸																																																																																							
核種名	1号廃棄体 [Bq/t]	2号廃棄体 [Bq/t]	3号廃棄体 [Bq/t]																																																																																						
トリチウム	3.0×10 ¹¹	1.2×10 ¹²	1.2×10 ¹²																																																																																						
炭素14	8.5×10 ⁹	3.3×10 ¹⁰	3.3×10 ¹⁰																																																																																						
塩素36	9.2×10 ⁷	-	-																																																																																						
コバルト60	2.7×10 ¹²	1.1×10 ¹³	1.1×10 ¹³																																																																																						
ニッケル59	8.8×10 ⁹	8.8×10 ⁹	8.8×10 ⁹																																																																																						
ニッケル63	1.1×10 ¹²	1.1×10 ¹²	1.1×10 ¹²																																																																																						
ストロンチウム90	1.6×10 ¹⁰	6.6×10 ¹⁰	6.6×10 ¹⁰																																																																																						
ニオブ94	8.5×10 ⁷	3.3×10 ⁸	3.3×10 ⁸																																																																																						
テクネチウム99	1.8×10 ⁷	7.4×10 ⁷	7.4×10 ⁷																																																																																						
ヨウ素129	2.7×10 ⁵	1.1×10 ⁶	1.1×10 ⁶																																																																																						
セシウム137	1.0×10 ¹¹	4.0×10 ¹¹	4.0×10 ¹¹																																																																																						
アルファ線を放出する放射性物質	5.5×10 ⁸	5.5×10 ⁸	5.5×10 ⁸																																																																																						
別表3 吊り上げ高さの制限(第19条関係)		別表3 吊り上げ高さの制限(第19条関係)				<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書を踏まえた3号埋設クレーンの吊り上げ高さ制限の追加 																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号埋設クレーン</th> <th>2号埋設クレーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吊り上げ高さの制限</td> <td>廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満</td> <td>廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満</td> </tr> </tbody> </table>		1号埋設クレーン	2号埋設クレーン	吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満		廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号埋設クレーン</th> <th>2号埋設クレーン</th> <th>3号埋設クレーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吊り上げ高さの制限</td> <td>廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満</td> <td>廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満</td> <td>廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満</td> </tr> </tbody> </table>		1号埋設クレーン	2号埋設クレーン	3号埋設クレーン	吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満																																																																									
	1号埋設クレーン	2号埋設クレーン																																																																																							
吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満																																																																																							
	1号埋設クレーン	2号埋設クレーン	3号埋設クレーン																																																																																						
吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満																																																																																						
別表4 覆土厚さ等(第21条関係)		別表4 覆土の構成及び厚さ(第21条関係)				<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書を踏まえた覆土構成と厚さの反映 																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覆土厚さ</td> <td>埋設設備上面から地表面まで6m以上</td> <td>埋設設備上面から11m以上</td> </tr> <tr> <td>覆土のうちベントナイト混合土の厚さ</td> <td>埋設設備地盤から埋設設備上面2mまで</td> <td>埋設設備上面及び側面から2mまで</td> </tr> </tbody> </table>		1号	2号	覆土厚さ	埋設設備上面から地表面まで6m以上		埋設設備上面から11m以上	覆土のうちベントナイト混合土の厚さ	埋設設備地盤から埋設設備上面2mまで	埋設設備上面及び側面から2mまで	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部覆土厚さ</td> <td>難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から6m以上</td> <td>難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から11m以上</td> <td>難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から15m以上</td> </tr> <tr> <td>下部覆土厚さ</td> <td>難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備間において幅2.5m以下となる狭隘部(以下「埋設設備狭隘部」という。)</td> <td>難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部</td> <td>難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部</td> </tr> <tr> <td>難透水性覆土厚さ</td> <td>埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上</td> <td>埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上</td> <td>埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上</td> </tr> </tbody> </table>		1号	2号	3号	上部覆土厚さ	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から6m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から11m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から15m以上	下部覆土厚さ	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備間において幅2.5m以下となる狭隘部(以下「埋設設備狭隘部」という。)	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部	難透水性覆土厚さ	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上																																																														
	1号	2号																																																																																							
覆土厚さ	埋設設備上面から地表面まで6m以上	埋設設備上面から11m以上																																																																																							
覆土のうちベントナイト混合土の厚さ	埋設設備地盤から埋設設備上面2mまで	埋設設備上面及び側面から2mまで																																																																																							
	1号	2号	3号																																																																																						
上部覆土厚さ	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から6m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から11m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から15m以上																																																																																						
下部覆土厚さ	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備間において幅2.5m以下となる狭隘部(以下「埋設設備狭隘部」という。)	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部																																																																																						
難透水性覆土厚さ	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上																																																																																						
別表7 地下水監視設備における地下水の測定対象核種と測定頻度(第29条関係)		別表7 地下水採取孔における地下水の測定対象核種と測定頻度(第29条関係)																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定核種</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム コバルト60 セシウム137</td> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table>	測定核種	測定頻度	トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定核種</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム コバルト60 セシウム137</td> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table>	測定核種	測定頻度	トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/月																																																																																
測定核種	測定頻度																																																																																								
トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/月																																																																																								
測定核種	測定頻度																																																																																								
トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/月																																																																																								
別表8 地下水の水位の観測頻度(第29条関係)		別表8 地下水の水位の観測頻度(第29条関係)				<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の表現との整合 																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table>	観測頻度	1回/月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table>	観測頻度	1回/月																																																																																				
観測頻度																																																																																									
1回/月																																																																																									
観測頻度																																																																																									
1回/月																																																																																									

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (17/25)

現 行		改正後		変更理由																																																			
ただし、この観測は廃棄物埋設地及びその近傍の地下水の水位観測場所においては覆土完了後に実施する。		ただし、この観測は廃棄物埋設地及びその近傍の地下水位測定孔においては覆土完了後に実施する。		・事業変更許可申請書の表現との整合																																																			
別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量等量等の測定(第46条関係)		別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量等量等の測定(第46条関係)		・事業変更許可申請書に基づくモニタリングポストの測定項目、測定頻度の追加																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれの</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)</td> <td>1回/3月*2</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度		測定担当課長	管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長	管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれの</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1 ・<u>空間放射線量率</u></td> <td>1回/週 <u>連続*2</u></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)</td> <td>1回/3月*3</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長	管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・ <u>空間放射線量率</u>	1回/週 <u>連続*2</u>	周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*3																			
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長																																																				
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長																																																				
管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																					
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																					
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*2																																																					
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長																																																				
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長																																																				
管理区域：汚染のおそれの	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																					
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・ <u>空間放射線量率</u>	1回/週 <u>連続*2</u>																																																					
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*3																																																					
*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 *2：3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を始期とする各3月間		*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 <u>*2：点検等による機器の停止時を除く。</u> *3：3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を始期とする各3月間																																																					
別表 16 放射線測定器類(第47条関係)		別表 16 放射線測定器類(第47条関係)		・事業変更許可申請書に基づくモニタリングポストの追加およびウラン濃縮工場との共用に関する規定の追加																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="7">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器 雨雪量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">運営課長</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者		・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計	1式	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・気象観測機器 雨雪量計	1式	・排気用モニタ	1台	運営課長	・エリアモニタ	5台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="7">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計 *</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・<u>モニタリングポスト *</u></td> <td><u>3式</u></td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器 *</td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">運営課長</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計 *	1式	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・ <u>モニタリングポスト *</u>	<u>3式</u>	・気象観測機器 *	<u>1式</u>	・排気用モニタ	1台	運営課長	・エリアモニタ	5台					
測定器名	数量	点検責任者																																																					
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																					
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																																																						
・ダストサンプラ	2台																																																						
・放射能測定装置	4台																																																						
・積算線量計	1式																																																						
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式																																																						
・気象観測機器 雨雪量計	1式																																																						
・排気用モニタ	1台	運営課長																																																					
・エリアモニタ	5台																																																						
測定器名	数量	点検責任者																																																					
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																					
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																																																						
・ダストサンプラ	2台																																																						
・放射能測定装置	4台																																																						
・積算線量計 *	1式																																																						
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式																																																						
・ <u>モニタリングポスト *</u>	<u>3式</u>																																																						
・気象観測機器 *	<u>1式</u>																																																						
・排気用モニタ	1台	運営課長																																																					
・エリアモニタ	5台																																																						
* ウラン濃縮工場と共用する。																																																							
別表20 保安活動に関する記録(第66条関係)		別表20 保安活動に関する記録(第66条関係)		・事業変更許可申請書に基づく施設確認対象項目の変更に伴う、担当課長の追加																																																			
1. 埋設規則第13条に基づく記録		1. 埋設規則第13条に基づく記録																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録</td> <td>イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td rowspan="2">確認の都度</td> <td>検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長</td> <td>検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長</td> <td rowspan="3">法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長、運営課長</td> <td>検査課長、運営課長</td> </tr> <tr> <td>ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所</td> <td>埋設の都度</td> <td>運営課長</td> <td>運営課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射線管理記録*1</td> <td>放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> <td rowspan="2">10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、運営課長	検査課長、運営課長	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	(2) 放射線管理記録*1	放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間	ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録</td> <td>イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td rowspan="2">確認の都度</td> <td>検査課長、埋設技術課長、運営課長、<u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u>及び土木課長</td> <td>検査課長、埋設技術課長、運営課長、<u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u>及び土木課長</td> <td rowspan="3">法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長、運営課長</td> <td>検査課長、運営課長</td> </tr> <tr> <td>ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所</td> <td>埋設の都度</td> <td>運営課長</td> <td>運営課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射線管理記録*1</td> <td>放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> <td rowspan="2">10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長、 <u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u> 及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長、 <u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u> 及び土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、運営課長	検査課長、運営課長	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	(2) 放射線管理記録*1	放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間	ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間																																																		
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																		
	ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長、運営課長	検査課長、運営課長																																																			
ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長																																																				
(2) 放射線管理記録*1	放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間																																																		
	ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回																																																					
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間																																																		
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長、 <u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u> 及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長、 <u>放射線管理課長、施設建物管理課長</u> 及び土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																		
	ロ 法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長、運営課長	検査課長、運営課長																																																			
ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長																																																				
(2) 放射線管理記録*1	放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間																																																		
	ロ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回																																																					

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (18/25)

現 行					改正後					変更理由
当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度					当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度					
ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る1月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては1週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回(1週間の線量当量にあつては毎週1回)	放射線管理課長	放射線管理課長	線量当量にあつては10年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る1月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては1週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回(1週間の線量当量にあつては毎週1回)	放射線管理課長	放射線管理課長	線量当量にあつては10年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度				ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度				
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時				ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時				
チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間	
リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度				ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度				
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間	ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (19/25)

現 行						改正後						変更理由
	状況及び担当者の氏名						状況及び担当者の氏名					
(3) 警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間	(3) 警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間	・記載の適正化(施設管理を行う開発設計部長の追加)
(4) 廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間(廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間)	(4) 廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間(廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間)	
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
(5) 廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(5) 廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置						ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置					
	ハ 事故の原因						ハ 事故の原因					
(6) 降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間	(6) 降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間	
	ロ 1月間についての積算降雨量	毎月1回					ロ 1月間についての積算降雨量	毎月1回				
(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	土木課長	土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	土木課長	土木課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施したとき					ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施したとき				
	ハ 保安教育を受けた者の氏名						ハ 保安教育を受けた者の氏名					
(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	
(11) 埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(11) 埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者			ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者		

*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。
 *2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。
 *2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (20/25)

現行

別紙 放射能濃度に係るスクーリングファクタ等一覧
1号廃棄体の放射能濃度に係るスクーリングファクタ等一覧

1号廃棄体の放射能濃度に係るスクーリングファクタ及び平均放射能濃度を別表1～7に示す。

別表1 スクーリングファクタ一覧表 [key 核種: Co-60]

Table with columns for BWR (従来材料プラント, 低Co材料プラント) and PWR (高脱塩塔捕捉率プラント, 低脱塩塔捕捉率プラント) for various radionuclides (C-14, Ni-59, Ni-63, Nb-94) and GCR values.

- 1): 当該スクーリングファクタの適用開始時期及び適用開始以前のスクーリングファクタは、別表2に示す。
2): ORIGEN-2計算値
3): 浜岡原子力発電所において平成8年度及び平成9年度に発生したプラスチック固化体については、Ni-63をそれぞれ3.7×10^0、1.9×10^0とする。

[key 核種: Cs-137]

Table with columns for BWR (福島第一1/2号, 福島第一3/4号, 敦賀1号) and PWR (Cs-137低レベルプラント) for various radionuclides (Sr-90, I-129, 全α) and GCR values.

- 4): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体(濃縮廃液ペレット固化体とグラニュールを混合した固化体のペレット側放射能濃度評価を含む。)については、Sr-90に対し1.1×10^-1を、全αに対し1.2×10^-2とする。
5): 敦賀1号において平成2年度以降に発生した廃棄体については、全αを8.7×10^-3とする。また、平成16年度以降に発生した廃棄体については、Sr-90を2.6×10^-1とする。
6): 敦賀2号において平成18年度以降に発生した廃棄体については、全αを7.5×10^-2とする。

グループ分類

Table mapping plant groups (従来材料プラント, 低Co材料プラント, etc.) to specific power generation sites (福島第一, 浜岡, etc.).

改正後

別紙 放射能濃度に係るスクーリングファクタ等一覧
1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスクーリングファクタ等一覧

1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスクーリングファクタ及び平均放射能濃度を別表1～7に示す。

別表1 スクーリングファクタ一覧表 [key 核種: Co-60]

Table with columns for BWR (従来材料プラント, 低Co材料プラント) and PWR (高脱塩塔捕捉率プラント, 低脱塩塔捕捉率プラント) for various radionuclides (C-14, Ni-59, Ni-63, Nb-94) and GCR values.

- 1): 当該スクーリングファクタの適用開始時期及び適用開始以前のスクーリングファクタは、別表2に示す。
2): ORIGEN-2計算値。
3): 浜岡原子力発電所において平成8年度及び平成9年度に発生したプラスチック固化体については、Ni-63をそれぞれ3.7×10^0、1.9×10^0とする。

[key 核種: Cs-137]

Table with columns for BWR (福島第一1/2号, 福島第一3/4号, 敦賀1号) and PWR (Cs-137低レベルプラント) for various radionuclides (Sr-90, I-129, 全α).

- 4): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体(濃縮廃液ペレット固化体とグラニュールを混合した固化体のペレット側放射能濃度評価を含む。)については、Sr-90に対し1.1×10^-1を、全αに対し1.2×10^-2とする。
5): 敦賀1号において平成2年度以降に発生した廃棄体については、全αを8.7×10^-3とする。また、平成16年度以降に発生した廃棄体については、Sr-90を2.6×10^-1とする。
6): 敦賀2号において平成18年度以降に発生した廃棄体については、全αを7.5×10^-2とする。

グループ分類

Table mapping plant groups (従来材料プラント, 低Co材料プラント, etc.) to specific power generation sites (福島第一, 浜岡, etc.).

変更理由

・事業変更許可申請書に基づく1号廃棄体の種類の追加

・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴う表記の削除

・記載の適正化

・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴う表記の削除

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (21/25)

現 行						改正後						変更理由		
別表2 PWRの高脱塩塔捕捉率プラントにおけるC-14に対するスクーリングファクタの適用時期						別表2 PWRの高脱塩塔捕捉率プラントにおけるC-14に対するスクーリングファクタの適用時期								
		セメント固化体		アスファルト固化体				セメント固化体		アスファルト固化体				
		濃縮廃液		濃縮廃液				濃縮廃液		濃縮廃液				
スクーリングファクタ		1.3×10 ⁻¹	4.7×10 ⁻¹	1.3×10 ⁻¹	4.7×10 ⁻¹	2.5×10 ⁰	スクーリングファクタ		1.3×10 ⁻¹	4.7×10 ⁻¹	2.5×10 ⁰			
従来プラント	泊1/2号	-		~H9年度	H10年度~		従来プラント	泊1/2号	-		~H9年度		H10年度~	
	伊方3号	~H10年度	H11年度~	-				伊方3号	~H10年度	H11年度~	-			
	敦賀2号	*		~H7年度	H8年度~			敦賀2号	*		~H7年度		H8年度~	
低Coプラント	美浜1~3号	-		~H16年度	H17~H21年度	H22年度~	低Coプラント	美浜1~3号	-		~H16年度		H17~H21年度	H22年度~
	高浜1/2号	-		~H8年度	H9~H16年度	H17年度~		高浜1/2号	-		~H8年度		H9~H16年度	H17年度~
	伊方1/2号	-		~H12年度	H3~H19年度	H23年度~		伊方1/2号	-		~H12年度		H3~H19年度	H23年度~
	玄海1/2号	-		~H12年度		H13年度~		玄海1/2号	-		~H12年度		H13年度~	
	川内1/2号	*		~H2年度	H3~H19年度	H20年度~		川内1/2号	*		~H2年度	H3~H19年度	H20年度~	

* : スクーリングファクタは設定済みであるが、平均放射能濃度は設定されていない
 - : 該当廃棄体未発生

* : スクーリングファクタは設定済みであるが、平均放射能濃度は設定されていない
 - : 該当廃棄体未発生

・記載の適正化

別表3 H-3の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]											別表3 H-3の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]											・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴う表記の削除
		セメント固化体					アスファルト固化体	プラスチック固化体					セメント固化体					アスファルト固化体	プラスチック固化体			
		濃縮廃液	使用済樹脂	スラッジ	濃縮廃液ペレット	ペレット固化体 [重曹等添加]	蒸発固化体	濃縮廃液	濃縮廃液	使用済樹脂		濃縮廃液	使用済樹脂	スラッジ	濃縮廃液ペレット	ペレット固化体 [重曹等添加]	濃縮廃液	濃縮廃液	使用済樹脂			
BWR	女川1号	8.9×10 ⁶	3.3×10 ⁷	-	-	-	==	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	福島第一1/2号	1.1×10 ⁷	-	-	1)4.4×10 ⁶	-	==	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	福島第一3/4号	1.1×10 ⁷	-	-		-	==	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	福島第一5/6号	2.1×10 ⁷	-	-		-	==	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	福島第二1/2号	6.3×10 ⁶	-	-		-	==	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	浜岡1/2号	7.8×10 ⁶	-	1.6×10 ⁷	-	-	==	-	5.6×10 ⁵	2.4×10 ⁶	-	-	-	-	-	-	-	5.6×10 ⁵	2.4×10 ⁶	-		
	浜岡1~3号	-	-	-	-	-	==	-	5.6×10 ⁵	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6×10 ⁵	-	-		
	島根1/2号	2.2×10 ⁷	3.8×10 ⁷	2.4×10 ⁷	-	-	==	-	7.1×10 ⁵	3.6×10 ⁶	-	-	-	-	-	-	-	7.1×10 ⁵	3.6×10 ⁶	-		
	東海第二	2.7×10 ⁷	-	-	4.3×10 ⁶	8.3×10 ⁶	==	-	-	-	-	-	-	-	4.3×10 ⁶	8.3×10 ⁶	-	-	-	-		
	敦賀1号	1.4×10 ⁸	-	-	-	-	==	9.6×10 ⁶	-	-	-	-	-	-	-	-	9.6×10 ⁶	-	-	-		
PWR	泊1号	-	-	-	-	-	==	8.3×10 ⁷	-	-	-	-	-	-	-	-	8.3×10 ⁷	-	-	-		
	泊1/2号	-	-	-	-	-	==	9.2×10 ⁷	-	-	-	-	-	-	-	-	9.2×10 ⁷	-	-	-		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (23/25)

現 行	改正後								変更理由
(新規追加)	別表 5 C1-36 の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]								・事業変更許可申請書に基づく1号埋設施設の 主要な核種へのC1-36 の追加対応
	セメント固化体				アスファルト 固化体	プラスチック 固化体			
	濃縮 廃液	使用済 樹脂	スラッジ	濃縮 廃液 ペレット	ペレット 固化体 〔重曹等添加〕	濃縮 廃液	濃縮 廃液	使用済 樹脂	
B W R	女川 1号	1.4×10 ⁴	1) 2.9×10 ⁴ 2) 2.8×10 ⁴ 3) 2.2×10 ⁴	=	=	=	=	=	=
	福島第一 1/2号	=	=	=	=	=	=	=	=
	福島第一 3/4号	1.4×10 ⁴	=	=	4) 6.1×10 ⁴ 5) 8.5×10 ⁴	=	=	=	=
	福島第一 5/6号	=	=	=	=	=	=	=	=
	福島第二 1/2号	1.4×10 ⁴	=	=	=	=	=	*	=
	浜岡 1/2号	1.4×10 ⁴	=	1.4×10 ⁴	=	=	=	*	5.8×10 ⁵
	浜岡 1~3号	=	=	=	=	=	=	*	=
	島根 1/2号	1.8×10 ⁴	1) 3.5×10 ⁴ 6) 1.4×10 ⁴ 7) 1.9×10 ⁴	1.0×10 ⁴	=	=	=	1.2×10 ⁵	8.0×10 ⁴
	東海 第二	1.4×10 ⁴	=	=	1.1×10 ⁵	1.1×10 ⁵	=	=	=
	敦賀 1号	1.4×10 ⁴	=	=	=	=	2.2×10 ⁵	=	=
P W R	泊1号	=	=	=	=	=	*	=	=
	泊 1/2号	=	=	=	=	=	1.3×10 ⁴	=	=
	美浜 1~3号	9.1×10 ²	=	=	=	=	8) 1.1×10 ⁴ 9) 5.9×10 ⁵	=	=
	高浜 1~4号	9.1×10 ²	=	=	=	=	8) 2.0×10 ⁴ 9) 1.1×10 ⁶	=	=
	大飯 1/2号	9.1×10 ²	=	=	=	=	8) 1.3×10 ⁴ 9) 6.7×10 ⁵	=	=
	伊方 1/2号	8.2×10 ²	=	=	=	=	2.1×10 ⁴	=	=
	伊方 3号	4.6×10 ³	=	=	=	=	=	=	=
	玄海 1/2号	8.9×10 ²	=	=	=	=	8.8×10 ³	=	=
	玄海 3/4号	7.6×10 ³	=	=	=	=	=	=	=
	川内 1/2号	*	=	=	=	=	8.6×10 ³	=	=
敦賀 2号	*	=	=	=	=	1.2×10 ⁴	=	=	

* : スケーリングファクタは設定済みであるが、平均放射能濃度は設定されていない。
 = : 該当廃棄体未発生。
 1) : 濃縮廃液+使用済樹脂。 2) : ランドリー廃液+使用済樹脂。
 3) : 使用済樹脂。 4) : 濃縮廃液ペレット(100kg)。
 5) : 濃縮廃液ペレット(150kg)。 6) : 使用済樹脂(粉状樹脂)。
 7) : 使用済樹脂(粒状樹脂)。 8) : 溶離廃液含まない。
 9) : 溶離廃液含む。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (24/25)

現行				改正後				変更理由																																																															
別表 5 Tc-99 の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]				別表 6 Tc-99 の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]				・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴う表記の削除																																																															
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>BWR</td> <td>PWR</td> <td>GCR</td> </tr> <tr> <td>放射能濃度</td> <td>¹⁾1.5×10⁴</td> <td>3.3×10⁴</td> <td><u>3.0×10³</u></td> </tr> </table> <p>1): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体については、²⁾4.4×10³とする。東海第二のペレット固化体〔重曹等添加〕については、2.6×10⁴とする。</p> <p>2): 濃縮廃液ペレットの平均放射能濃度に安全裕度1.2を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには〔ペレット投入量〕／〔廃棄体重量〕を乗じること。</p>					BWR	PWR	GCR		放射能濃度	¹⁾ 1.5×10 ⁴	3.3×10 ⁴	<u>3.0×10³</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>BWR</td> <td>PWR</td> <td>GCR</td> </tr> <tr> <td>放射能濃度</td> <td>¹⁾1.5×10⁴</td> <td>3.3×10⁴</td> <td></td> </tr> </table> <p>1): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体については、²⁾4.4×10³とする。東海第二のペレット固化体〔重曹等添加〕については、2.6×10⁴とする。</p> <p>2): 濃縮廃液ペレットの平均放射能濃度に安全裕度1.2を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには〔ペレット投入量〕／〔廃棄体重量〕を乗じること。</p>					BWR	PWR	GCR	放射能濃度	¹⁾ 1.5×10 ⁴	3.3×10 ⁴																																																
	BWR	PWR	GCR																																																																				
放射能濃度	¹⁾ 1.5×10 ⁴	3.3×10 ⁴	<u>3.0×10³</u>																																																																				
	BWR	PWR	GCR																																																																				
放射能濃度	¹⁾ 1.5×10 ⁴	3.3×10 ⁴																																																																					
別表 6 Nb-94 の平均放射能濃度一覧表 [単位: Bq/t]				(削除)				・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴う削除																																																															
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>BWR</td> <td>PWR</td> <td>GCR</td> </tr> <tr> <td>放射能濃度</td> <td><u>二</u></td> <td><u>二</u></td> <td><u>2.0×10³</u></td> </tr> </table>					BWR	PWR	GCR		放射能濃度	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>2.0×10³</u>																																																											
	BWR	PWR	GCR																																																																				
放射能濃度	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>2.0×10³</u>																																																																				
2号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧 2号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ、平均放射能濃度及び溶融固化体の残存率を別表1~4に示す。				1号廃棄体のうち充填固化体、2号廃棄体及び3号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧 1号廃棄体のうち充填固化体、2号廃棄体及び3号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ、平均放射能濃度及び溶融固化体の残存率を別表1~5に示す。				・事業変更許可申請書に基づく充填固化体の対象廃棄体の拡充																																																															
別表 1 スケーリングファクター一覧表 [key 核種: Co-60]				別表 1 スケーリングファクター一覧表 [key 核種: Co-60]																																																																			
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">難測定核種</th> <th colspan="2">BWR</th> <th rowspan="2">PWR</th> <th rowspan="2">GCR</th> </tr> <tr> <th>従来材料プラント</th> <th>低Co材料プラント</th> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td colspan="2">¹⁾4.2×10⁻²</td> <td>2.2×10⁻¹</td> <td><u>3.0×10⁻¹</u></td> </tr> <tr> <td>Ni-59</td> <td colspan="2">²⁾Ni-59/Ni-63=8.0×10⁻³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>8.7×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻¹</td> <td>6.7×10⁻¹</td> <td><u>1.2×10⁰</u></td> </tr> <tr> <td>Nb-94</td> <td>3.6×10⁻⁵</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>9.9×10⁻⁴</td> <td><u>二</u></td> </tr> <tr> <td>Tc-99</td> <td colspan="2">4.7×10⁻⁶</td> <td>1.5×10⁻⁶</td> <td><u>二</u></td> </tr> </table> <p>1): 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、C-14を3.7×10⁻¹とする。</p> <p>2): ORIGEN-2計算値</p>				難測定核種	BWR		PWR	GCR	従来材料プラント	低Co材料プラント	C-14	¹⁾ 4.2×10 ⁻²		2.2×10 ⁻¹	<u>3.0×10⁻¹</u>	Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8.0×10 ⁻³				Ni-63	8.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹	<u>1.2×10⁰</u>	Nb-94	3.6×10 ⁻⁵	2.6×10 ⁻⁴	9.9×10 ⁻⁴	<u>二</u>	Tc-99	4.7×10 ⁻⁶		1.5×10 ⁻⁶	<u>二</u>	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">難測定核種</th> <th colspan="2">BWR</th> <th rowspan="2">PWR</th> <th rowspan="2">GCR</th> </tr> <tr> <th>従来材料プラント</th> <th>低Co材料プラント</th> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td colspan="2">¹⁾4.2×10⁻²</td> <td>2.2×10⁻¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ni-59</td> <td colspan="2">²⁾Ni-59/Ni-63=8.0×10⁻³</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>8.7×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻¹</td> <td>6.7×10⁻¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Nb-94</td> <td>3.6×10⁻⁵</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>9.9×10⁻⁴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Tc-99</td> <td colspan="2">4.7×10⁻⁶</td> <td>1.5×10⁻⁶</td> <td></td> </tr> </table> <p>1): 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、C-14を3.7×10⁻¹とする。</p> <p>2): ORIGEN-2計算値。</p> <p>3): <u>2号埋設設備に既に埋設したGCR廃棄体</u>にのみ、下記の値を適用する。 C-14: 3.0×10⁻¹、 Ni-59/Ni-63=8.0×10⁻³、 Ni-63=1.2×10⁰</p>				難測定核種	BWR		PWR	GCR	従来材料プラント	低Co材料プラント	C-14	¹⁾ 4.2×10 ⁻²		2.2×10 ⁻¹		Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8.0×10 ⁻³				Ni-63	8.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹		Nb-94	3.6×10 ⁻⁵	2.6×10 ⁻⁴	9.9×10 ⁻⁴		Tc-99	4.7×10 ⁻⁶		1.5×10 ⁻⁶	
難測定核種	BWR		PWR		GCR																																																																		
	従来材料プラント	低Co材料プラント																																																																					
C-14	¹⁾ 4.2×10 ⁻²		2.2×10 ⁻¹	<u>3.0×10⁻¹</u>																																																																			
Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8.0×10 ⁻³																																																																						
Ni-63	8.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹	<u>1.2×10⁰</u>																																																																			
Nb-94	3.6×10 ⁻⁵	2.6×10 ⁻⁴	9.9×10 ⁻⁴	<u>二</u>																																																																			
Tc-99	4.7×10 ⁻⁶		1.5×10 ⁻⁶	<u>二</u>																																																																			
難測定核種	BWR		PWR	GCR																																																																			
	従来材料プラント	低Co材料プラント																																																																					
C-14	¹⁾ 4.2×10 ⁻²		2.2×10 ⁻¹																																																																				
Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8.0×10 ⁻³																																																																						
Ni-63	8.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹																																																																				
Nb-94	3.6×10 ⁻⁵	2.6×10 ⁻⁴	9.9×10 ⁻⁴																																																																				
Tc-99	4.7×10 ⁻⁶		1.5×10 ⁻⁶																																																																				
[key 核種: Cs-137]				[key 核種: Cs-137]				・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限に伴い、既埋設分の扱いを踏まえて見直し ・記載の適正化																																																															
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">難測定核種</th> <th colspan="3">BWR</th> <th rowspan="2">PWR</th> <th rowspan="2">GCR</th> </tr> <tr> <th>福島第一1/2号</th> <th>敦賀1号</th> <th>その他プラント</th> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>³⁾7.7×10⁻¹</td> <td>2.7×10⁻¹</td> <td>³⁾1.3×10⁰</td> <td>6.3×10⁻¹</td> <td><u>2.1×10⁰</u></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td colspan="3">⁴⁾1.2×10⁻⁵</td> <td>3.1×10⁻⁶</td> <td><u>2.9×10⁻⁶</u></td> </tr> <tr> <td>全α</td> <td>³⁾2.0×10⁰</td> <td>1.1×10⁰</td> <td>³⁾2.0×10⁻¹</td> <td>4.1×10⁻¹</td> <td><u>8.2×10⁻²</u></td> </tr> </table> <p>3): 福島第一の廃棄物集中処理建屋の廃棄体については、Sr-90と全αをそれぞれ1.3×10⁰、2.0×10⁰とする。</p> <p>4): 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、I-129を1.7×10⁻³とする。</p>				難測定核種	BWR				PWR	GCR	福島第一1/2号	敦賀1号	その他プラント	Sr-90	³⁾ 7.7×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	³⁾ 1.3×10 ⁰	6.3×10 ⁻¹	<u>2.1×10⁰</u>	I-129	⁴⁾ 1.2×10 ⁻⁵			3.1×10 ⁻⁶	<u>2.9×10⁻⁶</u>	全α	³⁾ 2.0×10 ⁰	1.1×10 ⁰	³⁾ 2.0×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻¹	<u>8.2×10⁻²</u>	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">難測定核種</th> <th colspan="3">BWR</th> <th rowspan="2">PWR</th> <th rowspan="2">GCR</th> </tr> <tr> <th>福島第一1/2号</th> <th>敦賀1号</th> <th>その他プラント</th> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>⁴⁾7.7×10⁻¹</td> <td>2.7×10⁻¹</td> <td>⁴⁾1.3×10⁰</td> <td>6.3×10⁻¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td colspan="3">⁵⁾1.2×10⁻⁵</td> <td>3.1×10⁻⁶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全α</td> <td>⁴⁾2.0×10⁰</td> <td>1.1×10⁰</td> <td>⁴⁾2.0×10⁻¹</td> <td>4.1×10⁻¹</td> <td></td> </tr> </table> <p>4): 福島第一の廃棄物集中処理建屋の廃棄体については、Sr-90と全αをそれぞれ1.3×10⁰、2.0×10⁰とする。</p> <p>5): 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、I-129を1.7×10⁻³とする。</p> <p>6): <u>2号埋設設備に既に埋設したGCR廃棄体</u>にのみ、下記の値を適用する。 Sr-90: 2.1×10⁰、 I-129: 2.9×10⁻⁶、 全α: 8.2×10⁻²</p>				難測定核種	BWR			PWR	GCR	福島第一1/2号	敦賀1号	その他プラント	Sr-90	⁴⁾ 7.7×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	⁴⁾ 1.3×10 ⁰	6.3×10 ⁻¹		I-129	⁵⁾ 1.2×10 ⁻⁵			3.1×10 ⁻⁶		全α	⁴⁾ 2.0×10 ⁰	1.1×10 ⁰	⁴⁾ 2.0×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻¹										
難測定核種	BWR				PWR	GCR																																																																	
	福島第一1/2号	敦賀1号	その他プラント																																																																				
Sr-90	³⁾ 7.7×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	³⁾ 1.3×10 ⁰	6.3×10 ⁻¹	<u>2.1×10⁰</u>																																																																		
I-129	⁴⁾ 1.2×10 ⁻⁵			3.1×10 ⁻⁶	<u>2.9×10⁻⁶</u>																																																																		
全α	³⁾ 2.0×10 ⁰	1.1×10 ⁰	³⁾ 2.0×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻¹	<u>8.2×10⁻²</u>																																																																		
難測定核種	BWR			PWR	GCR																																																																		
	福島第一1/2号	敦賀1号	その他プラント																																																																				
Sr-90	⁴⁾ 7.7×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	⁴⁾ 1.3×10 ⁰	6.3×10 ⁻¹																																																																			
I-129	⁵⁾ 1.2×10 ⁻⁵			3.1×10 ⁻⁶																																																																			
全α	⁴⁾ 2.0×10 ⁰	1.1×10 ⁰	⁴⁾ 2.0×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻¹																																																																			
グループ分類				グループ分類																																																																			
<table border="1"> <tr> <th>グループ名</th> <th>発電所名</th> </tr> <tr> <td>従来材料プラント</td> <td>福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号</td> </tr> <tr> <td>低Co材料プラント</td> <td>女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号</td> </tr> </table>				グループ名	発電所名	従来材料プラント	福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号	低Co材料プラント	女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号	<table border="1"> <tr> <th>グループ名</th> <th>発電所名</th> </tr> <tr> <td>従来材料プラント</td> <td>福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号</td> </tr> <tr> <td>低Co材料プラント</td> <td>女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号</td> </tr> </table>				グループ名	発電所名	従来材料プラント	福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号	低Co材料プラント	女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号																																																				
グループ名	発電所名																																																																						
従来材料プラント	福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号																																																																						
低Co材料プラント	女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号																																																																						
グループ名	発電所名																																																																						
従来材料プラント	福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号																																																																						
低Co材料プラント	女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1~5号																																																																						

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第26次改正) 新旧対照表 (25/25)

現行		改正後		変更理由																																																																							
その他プラント	女川、福島第一3～6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二、志賀1/2号、柏崎刈羽1～5号	その他プラント	女川、福島第一3～6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二、志賀1/2号、柏崎刈羽1～5号																																																																								
(新規追加)		別表2 1号廃棄体のうち充填固化体に適用するCl-36のスケーリングファクター一覧表 [key核種:Co-60]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>難測定核種</th> <th>BWR</th> <th>PWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cl-36</td> <td colspan="2">5.0×10⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table>	難測定核種	BWR	PWR	Cl-36	5.0×10 ⁻⁸		・事業変更許可申請書に基づく1号埋設施設の主要な核種へのCl-36の追加対応																																																																	
難測定核種	BWR	PWR																																																																									
Cl-36	5.0×10 ⁻⁸																																																																										
別表2	H-3の平均放射能濃度一覧表 [単位:Bq/本]	別表3 H-3、Nb-94及びTc-99の平均放射能濃度一覧表 [単位:Bq/本]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>難測定核種</th> <th>BWR</th> <th>PWR</th> <th>GCR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>2.7×10⁶</td> <td>2.3×10⁷</td> <td>5.3×10⁸</td> </tr> <tr> <td>Nb-94</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Tc-99</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>1): 2号埋設設備に既に埋設したGCR廃棄体のみ、下記の値を適用する。 H-3: 5.3×10⁸、 Nb-94: 8.9×10⁴、 Tc-99: 7.8×10⁴</p>	難測定核種	BWR	PWR	GCR	H-3	2.7×10 ⁶	2.3×10 ⁷	5.3×10 ⁸	Nb-94	—	—	—	Tc-99	—	—	—	・事業変更許可申請書に基づく一部廃棄体の埋設制限の反映および別表3との統合																																																							
難測定核種	BWR	PWR	GCR																																																																								
H-3	2.7×10 ⁶	2.3×10 ⁷	5.3×10 ⁸																																																																								
Nb-94	—	—	—																																																																								
Tc-99	—	—	—																																																																								
別表3	Nb-94、Tc-99の平均放射能濃度一覧表 [単位:Bq/本]	(削除)		・別表統合のため削除																																																																							
(新規追加)		別表4 1号廃棄体のうち充填固化体に適用するCl-36の平均放射能濃度一覧表 [単位:Bq/本]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>難測定核種</th> <th>BWR</th> <th>PWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cl-36</td> <td colspan="2">6.0×10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table>	難測定核種	BWR	PWR	Cl-36	6.0×10 ⁻¹		・事業変更許可申請書に基づく1号廃棄体のうち充填固化体に適用するCl-36の平均放射能濃度一覧表の新規追加																																																																	
難測定核種	BWR	PWR																																																																									
Cl-36	6.0×10 ⁻¹																																																																										
別表4	熔融固化体の残存率	別表5	熔融固化体の残存率	・事業変更許可申請書に基づく1号廃棄体のうち充填固化体に適用するCl-36の熔融固化体の残存率の新規追加																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">残存率(%)</th> </tr> <tr> <th>高周波誘導加熱方式</th> <th>プラズマ加熱方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td colspan="2">0.01</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>97</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>Ni-59/Ni-63</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Nb-94</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Tc-99</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td colspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>1)50</td> <td>2)45</td> </tr> <tr> <td>全α</td> <td colspan="2">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>1): 東海発電所及び東海第二発電所については、セラミック層体積比率4%以上10%未満の熔融固化体のCs残存率を15%とする。 2): 敦賀発電所でプラズマ加熱方式により熔融処理し投入無機物量が100～170kgの場合は、Cs残存率を35%とする。</p>	核種	残存率(%)		高周波誘導加熱方式	プラズマ加熱方式	H-3	0		C-14	0.01		Co-60	97	98	Ni-59/Ni-63	100		Sr-90	100		Nb-94	100		Tc-99	100		I-129	0.2		Cs-137	1)50	2)45	全α	100		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">残存率(%)</th> </tr> <tr> <th>高周波誘導加熱方式</th> <th>プラズマ加熱方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td colspan="2">0.01</td> </tr> <tr> <td>¹¹³Cl-36</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>97</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>Ni-59/Ni-63</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Nb-94</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>Tc-99</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td colspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>2)50</td> <td>3)45</td> </tr> <tr> <td>全α</td> <td colspan="2">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>1): 1号廃棄体のうち充填固化体のみ適用する。 2): 東海発電所(既埋設分)及び東海第二発電所については、セラミック層体積比率4%以上10%未満の熔融固化体のCs残存率を15%とする。 3): 敦賀発電所でプラズマ加熱方式により熔融処理し投入無機物量が100～170kgの場合は、Cs残存率を35%とする。</p>	核種	残存率(%)		高周波誘導加熱方式	プラズマ加熱方式	H-3	0		C-14	0.01		¹¹³ Cl-36	100		Co-60	97	98	Ni-59/Ni-63	100		Sr-90	100		Nb-94	100		Tc-99	100		I-129	0.2		Cs-137	2)50	3)45	全α	100	
核種	残存率(%)																																																																										
	高周波誘導加熱方式	プラズマ加熱方式																																																																									
H-3	0																																																																										
C-14	0.01																																																																										
Co-60	97	98																																																																									
Ni-59/Ni-63	100																																																																										
Sr-90	100																																																																										
Nb-94	100																																																																										
Tc-99	100																																																																										
I-129	0.2																																																																										
Cs-137	1)50	2)45																																																																									
全α	100																																																																										
核種	残存率(%)																																																																										
	高周波誘導加熱方式	プラズマ加熱方式																																																																									
H-3	0																																																																										
C-14	0.01																																																																										
¹¹³ Cl-36	100																																																																										
Co-60	97	98																																																																									
Ni-59/Ni-63	100																																																																										
Sr-90	100																																																																										
Nb-94	100																																																																										
Tc-99	100																																																																										
I-129	0.2																																																																										
Cs-137	2)50	3)45																																																																									
全α	100																																																																										